

# 住田町国民保護計画書

平成 19 年 3 月

住 田 町

# 目 次

第 1 編 総則	
第 1 章 計画の目的	1
1 町の責務	1
2 計画の性質	1
3 町国民保護計画の変更	1
4 町の業務の概要	2
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	2
1 基本的人権の尊重	2
2 国民の権利利益の迅速な救済	2
3 住民に対する情報提供	2
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 住民の協力	3
6 普及・啓発及び訓練の実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等	3
8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
第 3 章 町の地理的、社会的特徴	4
1 地理的特徴	4
(1)地形	4
(2)気候	4
2 社会的特徴	4
(1)人口分布	4
(2)道路	5
(3)交通機関	5
(4)国民保護に関連する施設等	5
(5)地理的、社会的特質からの問題点	6
第 4 章 本計画が対象とする事態の類型	7
1 武力攻撃事態の類型	7
(1)着上陸侵攻	7
(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃	7
(3)弾道ミサイル攻撃	7
(4)航空攻撃	7
2 緊急対処事態の類型及び対応	8
(1)攻撃対象施設等による分類	8
(2)攻撃手段による分類	8

第 2 編 平時における備え	9
第 1 章 平時における組織・体制の整備	9
1 初動体制等の整備	9
(1)24 時間体制の確保	9
(2)緊急事態連絡室等の設置	9
(3)緊急事態連絡室の役割	10
(4)事態認定前における初動措置	10
(5)対策本部への移行に要する調整	10
(6)消防本部及び消防署における体制	11
(7)消防団の充実・活性化の推進	11
2 通信体制の整備等	12
(1)非常通信体制の整備	12
(2)非常通信体制の確保	12
(3)防災行政無線の整備	13
3 関係機関との連携体制の整備	14
(1)県との連携	14
(2)近接市町村との連携	14
(3)関係機関との協定の締結等	14
(4)自主防災組織に対する支援	14
(5)ボランティア団体等に対する支援	14
第 2 章 国民保護措置に関する平時からの備え	15
1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握	15
2 避難実施要領のパターンの作成	15
3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	15
(1)運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	15
(2)運送経路の把握等	15
4 避難施設の指定への協力	16
5 生活関連等施設の把握等	16
(1)生活関連等施設の把握等	16
(2)町が管理する公共施設等における警戒	16
第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備	17
1 防災のための備蓄との関係	18
2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	18
3 県との連携	18
第 4 章 国民保護に関する啓発・訓練等	19
1 国民保護に関する啓発	19
(1)啓発の方法	19
(2)防災に関する啓発との連携	19
(3)学校における教育	19

(4)武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	19
(5)住民の協力に関する啓発	20
(6)町による研修	20
2 訓練	20
(1)町における訓練の実施	20
(2)訓練の形態及び項目	20
(3)訓練に当たっての留意事項	21
第3編 武力攻撃事態等への対処	22
第1章 町国民保護対策本部の設置等	22
1 町対策本部の設置	22
(1)町対策本部の設置の流れ	22
(2)町対策本部を設置すべき町の指定の要請等	23
(3)国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施	23
2 町対策本部の組織構成及び機能	23
(1)職員の参集	23
(2)町対策本部の組織	25
(3)町対策本部における広報	28
(4)町現地対策本部の設置	29
(5)現地調整所の設置	29
(6)本部の代替機能の確保	30
(7)町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	30
3 町対策本部長の権限	31
(1)町の区域内の国民保護措置に関する総合調整	31
(2)県対策本部長に対する総合調整の要請	31
(3)情報の提供の求め	31
(4)国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	31
(5)町教育委員会に対する措置の実施の求め	31
4 通信の確保	32
(1)情報通信手段の確保	32
(2)情報通信手段の機能確認	32
(3)通信輻輳により生じる混信等の対策	32
第2章 関係機関相互の連携	32
1 防災に関する連携体制の活用	32
2 国・県との連携	32
(1)国・県の対策本部との連携	32
(2)国・県の現地対策本部との連携	33
(3)知事等への措置要請	33
(4)知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	33
(5)県への応援の要求	33

3	自衛隊との連携	33
	(1)自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	33
	(2)出動部隊等との連携	33
4	他の市町村との連携	34
	(1)他の市町村等への応援の要求	34
	(2)事務の一部の委託	34
	(3)他の市町村に対して行う応援等	34
5	指定公共機関又は指定地方公共機関との連携	34
	(1)指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請	34
	(2)指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	34
	(3)日本赤十字社との連携	35
	(4)医療機関との連携	35
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	35
	(1)職員の派遣要請	35
	(2)職員派遣のあっせん	35
7	自主防災組織等に対する支援	35
	(1)自主防災組織に対する支援	35
	(2)ボランティア活動への支援等	36
	(3)民間事業者からの協力の確保	36
8	住民への協力要請	36
	(1)避難住民の誘導に必要な援助	36
	(2)救援に必要な援助	36
	(3)消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	36
	(4)保健衛生の確保に必要な援助	37
第3章 警報の伝達等		37
1	武力攻撃事態等における警報の伝達等	37
	(1)警報の伝達	37
	(2)警報の通知	37
2	警報伝達の方法	38
	(1)警報の伝達方法	38
	(2)警報伝達の体制整備	39
	(3)災害時要援護者への伝達	39
	(4)警報の解除の伝達等	39
3	緊急対処事態における警報の伝達等	39
4	緊急通報の伝達及び通知	40
第4章 避難住民の誘導等		40
1	避難の指示の伝達	40
2	避難実施要領の策定	41
	(1)避難実施要領の策定	41

(2)避難実施要領の策定における考慮事項	44
(3)避難実施要領の伝達等	45
3 避難住民の誘導	46
(1)町長による避難住民の誘導	46
(2)消防機関の活動	47
(3)避難誘導を行う関係機関との連携	47
(4)学校や事業所との連携	47
(5)自主防災組織等に対する協力の要請	47
(6)誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	47
(7)災害時要援護者への配慮	48
(8)残留者等への対応	48
(9)避難所等における安全の確保等	48
(10)通行禁止措置の周知	49
(11)県に対する要請等	49
(12)避難住民の運送の求め	49
(13)避難住民の復歸のための措置	49
第5章 救援	53
1 救援の実施	53
(1)救援の実施	53
(2)救援の補助	53
2 救援の内容	53
(1)救援の基準等	53
(2)救援における県との連携	54
(3)救援の内容	54
(4)他の市町村との連携	56
(5)日本赤十字社との連携	57
(6)緊急物資の運送の求め等	57
(7)民間からの救援物資の受入れ	57
第6章 武力攻撃災害への対処	57
1 生活関連等施設の安全確保等	57
(1)武力攻撃災害への対処	57
(2)武力攻撃災害の兆候の通報	57
(3)生活関連等施設の安全確保	58
(4)危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	58
2 N B C 攻撃による災害への対処	59
(1)応急措置の実施	59
(2)関係機関との連携	59
(3)汚染原因に応じた対応	59
(4)汚染の拡大を防止するための措置	60

(5)要員の安全の確保	61
3 武力攻撃原子力災害への対処	61
(1)放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	61
(2)住民の避難誘導	61
(3)武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	61
(4)国への措置命令の要請等	62
(5)安定ヨウ素剤の配布	62
(6)職員の安全確保	62
4 応急措置等の実施	62
(1)災害拡大の防止措置	62
(2)退避の指示	62
(3)退避の指示に伴う措置等	63
(4)応急公用負担等	63
(5)警戒区域の設定	64
(6)警戒区域の設定に伴う措置等	64
(7)安全の確保等	64
5 消防に関する措置等	65
(1)町が行う措置	65
(2)消防機関の活動	65
(3)消防相互応援協定等に基づく応援要請	66
(4)緊急消防援助隊等の応援要請	66
(5)消防の応援の受入体制の確立	66
(6)消防の相互応援に関する出動	66
(7)医療機関との連携	66
(8)安全の確保	66
第7章 情報の収集・提供	67
1 被災情報の収集・提供	67
(1)情報収集・連絡体制の整備	67
(2)被災情報の収集及び報告	67
2 安否情報の収集・提供	68
(1)安否情報の種類及び報告様式	68
(2)安否情報の収集のための体制整備	68
(3)安否情報の収集・整理	68
(4)安否情報収集の協力要請	69
(5)県に対する報告	69
(6)安否情報の照会の受付	69
(7)安否情報の回答	69
(8)個人の情報の保護への配慮	69
(9)日本赤十字社に対する協力	70

第 8 章	その他の措置	71
1	保健衛生の確保	71
	(1)保健衛生対策	71
	(2)防疫対策	71
	(3)食品衛生確保対策	71
	(4)飲料水衛生確保対策	71
	(5)栄養指導対策	71
	(6)心的外傷後ストレス障害(PTSD)対策	71
2	廃棄物の処理	72
	(1)廃棄物処理の特例	72
	(2)廃棄物処理対策	72
	(3)し尿処理対策	72
3	動物の保護等に関する配慮	72
第 9 章	国民生活の安定に関する措置	73
1	生活関連物資等の価格安定	73
2	避難住民等の生活安定等	73
	(1)相談窓口の設置	73
	(2)被災児童生徒等に対する教育	73
	(3)公的徴収金の減免等	73
第 10 章	特殊標章等の交付及び管理	73
1	特殊標章等	74
	(1)特殊標章	74
	(2)身分証明書	74
	(3)識別対象	74
2	特殊標章等の交付及び管理	74
第 4 編	復旧等	76
第 1 章	応急の復旧	76
1	ライフライン施設の機能性の確保	76
2	公共的施設の応急の復旧	76
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	76
1	国における所要の法制の整備等	76
2	町が管理する施設及び設備の復旧	76
3	復旧のための各種資料等の整備等	77
第 3 章	財政上の措置等	77
1	国民保護措置に要した費用の支弁	77
	(1)国に対する負担金の請求方法	77
	(2)関係書類の保管	77
2	損失補償及び損害補償	77
	(1)損失補償	77

(2)損害補償	77
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	77
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	78
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	78
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	78
用語の意義	79